

[事案 2022-280] がん一時金支払等請求

・令和 5 年 10 月 23 日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

責任開始日前発症を理由に、がん一時金が支払われなかつたことを不服として、がん一時金の支払いと保険料の払込免除を求めて申立てのあつたもの。

<申立人の主張>

申立人の役員が令和 4 年 1 月から入院し頭蓋内腫瘍摘出術を受け、同年 2 月に悪性神経膠腫と診断されたため、令和 2 年 5 月に契約した引受基準緩和型医療保険の重度三大疾病一時金特約にもとづき、がん一時金を請求したところ、平成 28 年 5 月に瀰漫性星細胞腫と診断され、翌月、病名を告知されていることを理由として、一時金が支払われず、保険料の払込免除も認められなかつた。しかし、以下等の理由により、がん一時金を支払い、保険料の払込みを免除してほしい。

- (1) 平成 28 年の脳腫瘍は良性であると主治医から伝えられており、セカンドオピニオンも得ている。また、告知時に募集人に伝えている。
- (2) 悪性新生物と診断確定したのは、令和 4 年 1 月の再手術時である。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 平成 28 年 5 月の病理組織診断報告書における病理診断で「Diffuse astrocytoma (WHO Grade II)」とされており、すでに悪性新生物の確定診断がなされている。約款上、悪性新生物か否かの基準は ICD-0 の性状コードにしたがって判断されるところ、瀰漫性星細胞腫は「/3 悪性 原発部位」であり、悪性新生物に該当することは明らかである。
- (2) 約款の規定により、責任開始日前に悪性新生物と診断確定されていた場合でも、責任開始日の 5 年前の年単位の応当日の翌日から悪性新生物責任開始日の前日までの期間に悪性新生物と診断確定されていないときは、悪性新生物責任開始日以後における初めての悪性新生物の診断確定を、悪性新生物責任開始日前を含めて初めての診断確定とみなしているが、本件で診断確定を受けたのは責任開始日の 5 年前以内である。
- (3) 悪性新生物の診断確定は、医師により、病理組織学的所見によることとなっており、医師が申立人にどのような説明をしたかによるものではない。また、保険料の払込免除やがん一時金の支払いについては、セカンドオピニオンを考慮する必要はなく、募集状況も影響しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人の役員に対して事情聴取を行つた。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、がん一時金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。